

(別添)

## 車両管理業務における品質確保について

車両管理業務の入札手続きについて、一般競争入札方式導入後の事務所等現場における課題を踏まえ、車両管理業務に必要な品質を確保するため、平成23年度の発注案件から、下記の事項について仕様書への明記等契約上の措置を行うこととする。【仕様書等の具体的な内容については、各発注部局にご確認下さい。】

なお、契約の運用に当たり、受注者側に契約違反に該当するような事態等が発生した場合においては、必要に応じ、契約に基づき、是正措置要求、損害賠償請求、契約の解除等の措置や、指名停止要領に基づき指名停止措置等を講ずるなど、厳正な対応を行うものとする。

### 記

#### 1. 車両管理員（運転手）の資格要件

- ① 車両管理員（運転手）について、車両管理業務に必要な技能・経験等を確保するため、地域における人材の状況等も踏まえつつ、必要に応じ、一定期間（概ね1年間程度）、自動車（貨物自動車を含む。）の運転を業務として行っていた実務経験を有すること（同等と認められる場合を含む。）を資格要件とし、車両管理員となる者が当該実務経験を有することについて契約締結前に発注者の確認を受ける旨、具体的に仕様書上明記するものとする。
- ② 車両管理員について、車両管理業務の安全かつ適切な実施を確保するため、車両の運行等に支障がない健康状態の者を配置できることを資格要件とし、車両管理員となる者が当該健康状態にあることについて契約締結前に発注者の確認を受ける旨、具体的に仕様書上明記することとする。  
契約期間中に車両管理員を変更または増員する場合も、上記①及び②と同様とする。

#### 2. 業務履行体制

- ① 運行計画の変更等に的確に対応できるように、車両管理責任者の代理等の設置、担当職員・車両管理責任者・車両管理員等との間の連絡網の複数手段の確保など、担当職員からの指示に迅速かつ確実に対応できる体制を構築しなければならないこととし、所要の体制が確保できているか事前に発注者の確認を受ける旨、具体的に仕様書上明記するものとする。
- ② 所定の車両管理員が急遽車両の運行ができなくなった場合でも業務の履行が迅

速かつ確実に確保できる体制を構築しなければならないこととし、所定の体制が確保できているか事前に発注者の確認を受ける旨、具体的に仕様書上明記するものとする。

- ③ 災害時等において、業務履行時間外に車両の運行が必要となる場合には、業務履行時間外においても上記①及び②と同様の措置を求めるとともに、必要となる災害対応等の内容や、地域の地理的状况等を踏まえつつ、担当職員からの指示があってから一定時間以内に一定の車両の運行を確保する旨、具体的に仕様書上明記するものとする。

### 3. 必要な知識等の確保

事業者は、車両管理責任者、車両管理員等が、業務の履行に必要な知識・技能（安全・円滑な運行に関する知識・技能、運行区域に係る道路状況、主要関係施設等地理的な知識、発注者側から教示を受けた事務所等の業務に関する知識等）を確保するように努めるものとし、発注者が必要と認める場合には、研修会の実施等適切な教育を行う旨、具体的に仕様書上明記するものとする。

### 4. 低入札業者に対する品質確保のための措置

- ① 低入札価格調査を実施するときは、必要に応じ、当該事業者が実施する国土交通省以外の者が発注する車両管理業務に係るコストの内訳について報告を求め、当該内訳と当該調査が対象とする車両管理業務に係るコストの内訳との間に著しい差がある場合は、その理由について、契約内容に適合した履行確保の観点から必要な説明を求めるものとする。
- ② 低入札価格調査を経て契約を行った案件については、業務の履行に必要な知識等の車両管理員への研修等の教育の実施状況、車両管理責任者の車両管理員に対する指導状況及び本業務に係るコストの内訳その他の車両管理業務の品質の確保の観点から必要な事項について概ね年3回程度報告を求める旨、具体的に仕様書に明記するものとする。

### 5. 発注者側の是正措置要求、解除事項等

- ① 契約期間中に発注者が定める契約違反に該当するような事態その他車両管理業務の品質を確保する上で看過できない事態が発生した場合は、事業者から当該事態の具体的な内容を報告させる旨、仕様書明記するものとする。  
また、上記事態が発生し、事業者に対して、是正措置要求を行う場合には、当該事業者から是正措置要求を受けた改善内容について書面を提出させることを、契約上明記するものとする。

- ② 発注者側が解除できる事項として、(i)資格を有する車両管理責任者、車両管理員等を配置できない場合、(ii)事業者側の業務履行体制の整備など契約上の重要な義務履行に関する是正措置要求に対して、事業者側が当該措置を講じない場合を、具体的に契約上明記するものとする。